

## 介護現場の国際化と女性労働者の役割

遠藤 清江\*

### はじめに

我が国は超高齢化社会が継続しており、介護のマンパワー不足の問題は深刻な状況である。これまで、介護労働者の処遇改善等を目的として、介護職員処遇改善交付金の支給なども行われてきた。また、介護の資格を取得しようとする人のために、介護福祉士養成施設で介護福祉士を目指す学生への介護福祉士修学資金貸付制度や、介護福祉士の資格取得のための介護職員初任者研修や実務者研修などの職業訓練を無料で受講できる公共職業訓練介護労働講習、職業訓練（介護職員初任者研修、実務者研修を含む）を無料で受講でき、一定の要件を満たせば訓練期間中に職業訓練受講給付金（月額10万円）を受給することが可能な求職支援制度、かつて介護分野で働いていた介護福祉士や他分野からの転職希望者などに研修や職場体験を通して、最新の介護サービスについて知ることができる福祉・介護人材確保緊急事業による再就職の促進など、様々な支援事業を国は積極的に行ってきた<sup>1)</sup>。しかし、一向に介護のマンパワー不足には歯止めがかからないのが現状である。このマンパワー不足を解消するためにも、女性の就労促進と外国人労働者に頼らざるをえない状況にある。そこで日本政府は、経済連携協定（EPA）による介護福祉士の就労範囲の拡大を検討した。また、在留資格に「介護」が追加となり、介護福祉士養成施設を卒業し介護福祉士を取得した外国人は、日本での就労が可能となった。さらに、技能実習生の介護分野への受け入れ及び技能実習終了後の新たな在留資格などが検討されている。しかし、外国人介護労働者の文化の違いや意識の違いから様々な課題が山積している。

本稿では、国際化する日本社会の現状を概観し、日本で生活する外国人の高齢化や外国人介護労働者の現状などから、介護現場の国際化の現状を検討する。さらに、介護者と要介護者の間で生じる生活文化や言語の違い、外国人介護労働者の母国と日本との介護や女性労働に対する価値観の差異などが、国際化する介護現場にどのような影響を与えているのかを考察する。

---

\* 人間科学総合研究所客員研究員

## 1. 我が国の国際化の現状

我が国の在留外国人<sup>注2</sup>は、法務省によると247万1,458人（平成29年度6月末現在）に上り、前年度と比較すると8万8,636人で3.7%増加している<sup>1)</sup>。また、法務省は平成30年度6月末現在の在留外国人人数速報値を発表したが、263万7,251人と更なる増加が続いている。在留外国人の国籍・地域別をみると、中国が74万1,656人と最も多く、次いで韓国・朝鮮が45万2,701人、ベトナムが29万1,494人、フィリピンが26万6,803人、ブラジルが19万6,781人、ネパールが8万5,321人の順となっている。東日本大震災の折には、一時的に減少傾向にあったが、その後増加傾向が続いており、平成30年度は過去最高の値となった（図1）。法務省は、この結果を留学生や留学後に日本で就職し働き続ける外国人が増えているためと分析している。また、平成29年9月に新設された在留資格「介護」は177人（対前年末比159人 [883.3%] 増）となり、大幅に増加している。平成29年度6月末時点で、特に顕著な増加を示している国籍は、ベトナムが23万2,562人であり前年度に比べると16.3%の増加がみられる。次いで、ネパールの7万4,300人であり、前年度に比べると10.1%の増加がみられる。また、居住地域別にみると、在留外国人が最も多いのは東京都の52万1,088人で、全国の21.1%を占めている。以下、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県と続いている。長崎県及び鳥取県以外の45都道府県で増加しており、平成28年末の2,38万2,822人を3.7%上回っている。

日本政府は、人手不足の解消のため、外国人労働者の受け入れを拡大している。介護労働者としての在留外国人をはじめ、介護分野の技能実習生や介護福祉士養成施設に通う留学生の増加は、今後も継続すると考えられる。

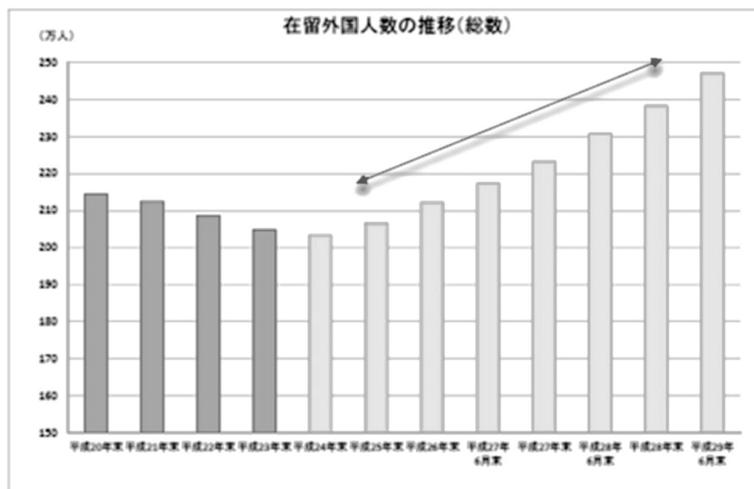


図1 平成29年6月末現在における在留外国人数について（確定値）

出典：【平成29年度末】確定値公表資料 平成29年10月27日 法務省  
矢印は筆者の加筆によるものである。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00068.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00068.html)

## 2. 介護現場の国際化

日本の介護現場では、日本で生活している在留外国人の高齢化が進み、それに伴って要介護高齢者も増加している。また、自身とは異なる文化を持つ高齢者を介護する介護者も増加している。介護を必要とする側の国際化のみならず、介護を提供する側の国際化も進んでいる。介護援助は、援助を提供する側と援助を必要とする側の双方向の援助関係によって成立するものである。日本の介護現場は、介護を提供する側と介護を必要とする側の双方で国際化が進んでいる。

### (1) 介護を必要とする側の国際化

日本における在留外国人高齢者の現状をみると、65～69歳では男性が2万8,077人で女性は3万818人であり、70～74歳では男性が1万8,074人で女性は2万1,425人であり、75～79歳では男性が1万2,067人で女性が1万6,899人であり、80歳以上は男性が1万1,426人で女性が2万1,444人である（表1）。平成29年9月15日末現在の推計では、日本の65歳以上の高齢者人口は3,461万人である。日本の人口は逆ピラミッド型が特徴であるが、在留外国人高齢者の人口は、労働世代を底辺とするとピラミッド型となる。これは在留外国人の滞在理由が、留学や就労目的が多いためと考えられる。また、在留外国人高齢者の国籍・地域をみると、最も多いのが韓国11万891人で、次いで中国2万1,759人、朝鮮1万2,312人、ブラジル6,443人、台湾6,042人の順となっている。在留外国人高齢者の上位の大半がアジアを母国としていることがうかがえる（図2）。また、在日・韓国朝鮮人<sup>2)</sup>や華僑華人の高齢化<sup>3)</sup>、中国残留孤児・婦人の高齢化<sup>4)5)</sup>、インドシナ難民の高齢化<sup>2)</sup>、国際結婚<sup>6)</sup>、長期就労労働者<sup>7)</sup>、日本にいる家族から呼ばれる等、様々な理由にて日本での生活を余儀なくされている人たちである<sup>8)</sup>。これらの人たちに介護が必要になったとき、コミュニケーション手段としての言語、食生活、生活文化等で様々な課題が生じる事が多々あり、二世や三世及び一部の有志により、民族性に特化した高齢者サービスが提供されている。

### (2) 介護を提供する側の国際化

介護する側の国際化として、一つは家庭内において家族で介護をする人たちである。国際結婚によ

表1 日本における外国人高齢者の現状（人）

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
男	28,077	18,074	12,067	11,426
女	30,818	21,425	16,899	21,444

在留外国人統計（旧登録外国人統計）平成28年12月末法務省をもとに筆者が作成

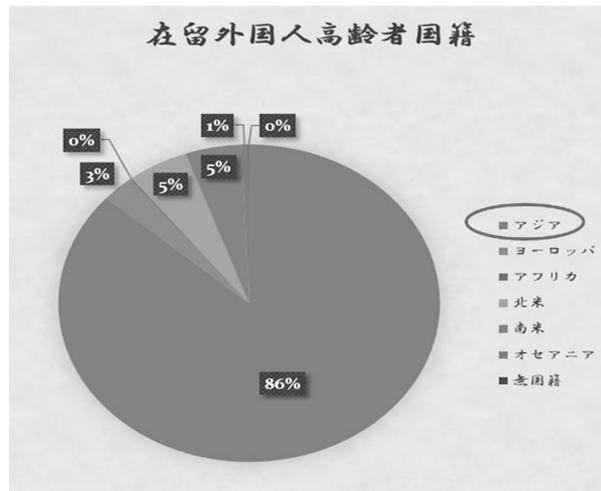


図2 在留外国人高齢者の出身国

在留外国人統計(旧登録外国人統計)平成28年12月末法務省  
をもとに筆者が作成

る日本での長期滞在にて、日本人の老親に介護が生ずるケースがある。東北をはじめとして農村過疎地域の後継者不足を解消するために、外国人花嫁たちが日本に来たのは昭和50年代後半ごろからである。彼女たちは年齢差のある男性と婚姻関係を結ぶことも多く、出産・子育てを行いながら舅姑の介護をするといったダブルケアを行った人も少なくなかった。また、ダンサーなどで来日したフィリピン女性が、日本人男性と国際結婚して日本人の舅姑や日本人の夫を介護するといったケースも多い。また、就労などによる長期滞在のため、日本に呼び寄せた老親に介護が必要となるケースでは、要介護高齢者やその家族と、介護サービスの提供者の間で異文化間の摩擦が生ずる。

その一方で、職業としての介護を担っている外国人介護者も増えてきている。国際結婚などで日本に居住しており子育ても一段落したため、高齢者施設等で介護職員として働くケースである。高齢者施設では、介護福祉士の国家資格などのライセンスも求められることもなく、簡単な研修で従事することができる。また、フィリピン人向けの新聞などでは、時間給1,000円以上で他の労働より高い賃金のパートタイマーが、高齢者施設の求人としてたくさん掲載されている。また、中国残留孤児・婦人をはじめとする中国語が分かる介護者が必要な高齢者へは、在日中国人や中国残留孤児の家族などが介護の資格を取得し、介護サービスに従事している。また、日本では経済連携協定(EPA)<sup>133</sup>により、看護及び介護の分野で外国人労働者の受け入れを行っている。平成20年度から、インドネシアと日尼経済連携協定(日尼EPA)、平成21年度からはフィリピンと日比経済連携協定(日比EPA)、平成26年度からはベトナムと日越交換公文(日越EPA)により、現在インドネシア人・フィリピン人・ベトナム人の看護師・介護福祉士候補者(以下EPA介護福祉士候補者と称す)の受け入れを行っている。平成28年9月1日現在でのEPA介護福祉士候補者の国別受け入れ実績は、インドネシアからの受け入れが1,199人、フィリピンからの受け入れが1,124人、ベトナムからの受け入れが

417人となっており、累計受け入れ人数は3カ国で3,800人となっている<sup>9)</sup>。

### (3) 新たな外国人介護労働者

EPA 介護福祉士候補者は限られた滞在期間で介護福祉士国家試験に合格することが求められており、就労の場も限定されていた。しかし、平成28年3月にEPA 介護福祉士候補者及び国家試験合格者の更なる活躍の促進が検討され、具体的方策が取りまとめられた<sup>10)</sup>。EPA 介護福祉士候補生の受け入れ施設の拡大、1施設当たりのEPA 介護福祉士候補者の受け入れ人数の下限を見直す、EPA 介護福祉士による就労範囲の拡大が論点となった。EPA 介護福祉士の就労範囲は、介護福祉士の受験資格の実務経験として認められる業務範囲となるため、EPA 介護福祉士の就労先として訪問系介護サービスが追加されることとなってくる。しかし、訪問系サービスを追加するに当たっては、日本の生活に合わせたサービス提供が適切にできるか、緊急事態発生時の対応が適切にできるか、訪問サービス提供に関する記録等の作成が適切にできるか、利用者等との適切な意思疎通を図ることができる日本語の運用能力といった課題も挙げられた。特に訪問系介護サービスでは、サービス利用者の居宅へホームヘルパーが単独で訪問することが主であり、家といった密室でのホームヘルパーひとりによる介護サービスの提供となるため、先のような課題が検討された。

また、新たな介護労働の方向性としては、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号）が平成28年11月28日に公布され、在留資格「介護」の新設に係る特例措置が、平成29年4月から実施された。専門的技術的分野の外国人の積極的受入れと留学生の活躍支援という観点から、我が国の介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする「介護」という名称の在留資格を設け、介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動を行うことを可能とするものである。具体的には、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の国家資格を取得した者が対象とされる<sup>114)</sup>。日本に入国・在留する外国人は、原則として在留資格が必要となるため、この在留資格に「介護」が追加された。在留資格「介護」は、本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が、介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動となる。在留資格「介護」を得ようとするものは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第1号から第3号までに規定する介護福祉士養成施設等を卒業し、日本で介護業務に従事するための介護施設や事業所と雇用契約をすることになる。また、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける事となる<sup>115)</sup>。

さらに、平成29年11月1日外国人技能実習制度の対象職種に「介護職種」が追加された<sup>116)</sup>。介護職種の技能実習には、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、介護実習制度本体の要件に加え、介護固有の要件を満たす必要がある（図3）。介護固有の要件とは、コミュニケーション能力の要件、適切な実習施設者の対象範囲の設定、適切な実習体制の確保、管理団体による管理の徹底などがあげられる<sup>117)</sup>。さらに政府は、技能実習を終えた外国人が5年間を上限とし日本国内で就労のできる新たな在留資格を定める方針を決めた。存続・発展のために外国人の受け入れが必要と認められる業種として「介護」も含まれており、平成30年11月2日には、新在留資格「特定技能」を

<b>介護固有要件</b>  <small>※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。</small>	<b>コミュニケーション能力の確保</b>	・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 (参考)「N3」:日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」:基本的な日本語を理解することができる (日本技能試験・独立行政法人国際交流基金・公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
	<b>適切な実習実施者の対象範囲の設定</b>	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	<b>適切な実習体制の確保</b>	・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 (※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	<b>監理団体による監理の徹底</b>	・監理団体の役員員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
<b>技能実習評価試験</b>	<b>移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化</b>	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころからのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等)、関連業務＝身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、問診業務(相談、申し送り等) ・周辺業務＝その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
	<b>適切な評価システム構築</b>	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基礎となる能力や考え方に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基礎となる能力や考え方に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

図3 技能実習「介護」における固有要件について

出典：厚生労働省 社会・援護局

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000182392.pdf>

盛り込んだ出入国管理及び難民認定法の改正案が閣議決定された。この改正案では、新たな在留資格が「特定技能1号」「特定技能2号」の2段階で設けられる。「特定技能1号」は、相当程度の知識または経験を要する技能を持つ外国人に与えられるが、対象業種には「介護」が入っている。すなわち、業種「介護」技能実習生は、技能実習期間の5年間を終えて、さらに5年延長となり、最長10年間の滞在が可能となる(平成30年11月3日 朝日新聞)。また、日本政府は、当初5年間で、業種「介護」の受け入れを5万~6万人と想定している。

### 3. 日本の女性介護労働者

介護の現場では、女性の就労率が高く、公益財団法人介護労働センターによる平成29年度「介護労働実態調査」<sup>11)</sup>では、介護労働者の77.9%女性である。訪問介護員だけをみると87.5%が女性である。また、平均年齢は46.8歳であり、訪問介護員だけをみると60歳以上の労働者が37.0%を占めている。日本の介護労働の場では、女性が大半を占める。女性の働き方については、それぞれの国で意識や価値観の違いがあり、それらは女性の就労率に現れている。中国やタイでは、生涯を通して女性の就労率は高率を保っている。また、シンガポールや台湾では、30歳代から次第に低下する傾向がある。日本や韓国では、20歳代後半からの一時的に低下し再び上昇し「M字型」を描く特徴がある(図4)。

また、日本の女性が担う介護労働に関する調査は近年行われるようにはなってきたが、日本を含めた介護労働の国際比較研究はほとんど行われていない。そのなかで、平成24年から平成27年度にかけて行われた杉本らの調査では、韓国・中国・デンマーク・アメリカの介護労働の実態調査を行い、介護

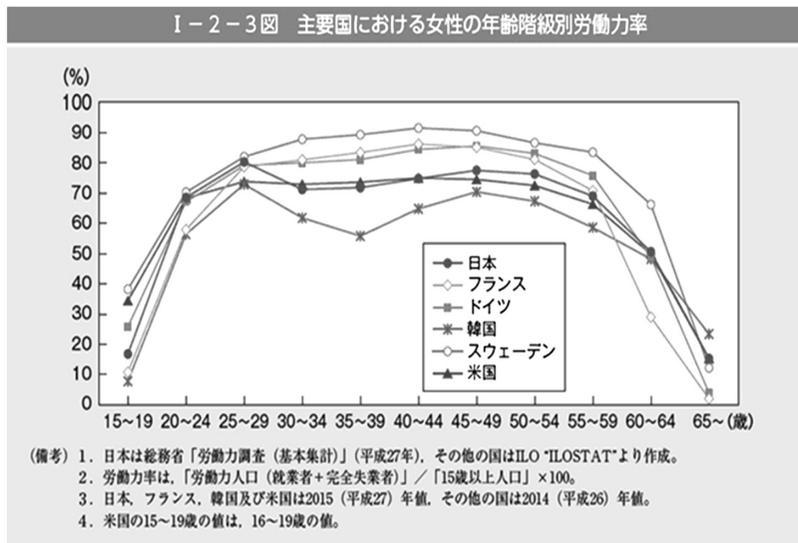


図 4

出典：内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書 27 年度版』

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h27/zentai/index.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/index.html)

表 2 介護職員の賃金 (常勤労働者)

	男性			女性		
	平均年齢	勤続年数	現金給与額	平均年齢	勤続年数	現金給与額
ホームヘルパー	40.1	4.6	242.0	48.3	6.8	225.0
福祉施設介護員	37.8	6.1	240.7	42.0	6.4	221.3

厚生労働省：「平成 28 年度賃金構造基本統計調査」をもとに筆者が作成

労働の 5 つのパターンを類型化するに至った。以下がその 5 類型である。①性役割に依存する類型 (日本)、②移民やマイノリティーに依存する類型 (アメリカ)、③農村からの出稼ぎに依存する類型 (中国)、④職業としての保障を高め女性の仕事として定着させる類型 (北欧)、⑤混合型 (韓国) の 5 つであった<sup>12)</sup>。

また、平成 29 年 10 月 2 日に発表された世界経済フォーラム (WEF: World Economic Forum) 「世界ジェンダー・ギャップ報告書 2017 (Global Gender Gap Report)」によると、日本の「男女格差」は 111 位 (144 カ国中) であり、「男女の所得格差」100 位 (前回 75 位) となっている。我が国においては、働く女性の 56.3% が非正規雇用であった。また、介護現場では、常勤労働者であっても男性介護労働者との賃金格差がみられた (表 2)。

また、先述した公益財団法人介護労働安定センターによる平成 29 年度「介護労働実態調査」の結果でも、非正規職員の 84.0% が、時間給による賃金体系であった。

すなわち女性労働者が多い介護現場では、子育てや老親の介護を終えた女性たちが第二の就労とし

での働く場になっていることがいえる。また、就労形態としては、時間的に自由のきく非正規雇用で働く労働者が多く、それらの大半が時間給の賃金体系をとっていることがわかる。

#### 4. 国際化する介護現場のゆくえ

介護の現場が国際化するという事は、多文化社会における介護援助の在り方が問われるとともに、国際化に対する日本人の意識や価値観が問われているといえる。平成29年に群馬県が行った調査<sup>13)</sup>では、回答のあった介護施設・介護事業所862施設のうち98施設で、国籍が日本以外の外国人介護職員を雇用しており、193人が働いていた。そのうちフィリピンが最も多く全体の50.8% (98人)であった。東アジア・東南アジアの出身者が8割以上を占めていた。そのうち経済連携協定 (EPA) により介護労働に従事している者は5人だった。また、外国人介護職員に対して好意的に受け止めている利用者が多いと60.2%の介護施設や事業所が回答していた。しかし、介護記録の作成に支障があると回答している介護施設・事業所が73.5%であった。また、平成29年度の公益財団法人介護労働センターによる「介護労働実態調査」<sup>14)</sup>でも、外国人労働者を受け入れている施設は、5.4%にとどまっており、経済連携協定 (EPA) による受け入れを行っている施設はそのうち11.2%だった。また、外国人介護職員の出身国はフィリピン (40.1%)、中国 (15.3%)、ベトナム (12.2%) の順となっている。また、介護業務との関係をみると、利用者等との会話等における意志疎通に支障がある (58.9%)、日本語文章力・読解力の不足等により介護記録の作成に支障がある (51.9%)、日本人職員との会話等における意志疎通に支障がある (46.5%)、の回答があった。また、生活、習慣等の違いにより、日常業務に支障があると回答した介護施設・事業所は41.9%であった。しかし、外国人介護者を受け入れることに多くの課題があったとしても、技能実習生の活用を予定している介護施設・事業所は51.9%となっている。外国人介護労働者を受け入れる事での課題は、主にコミュニケーションや記録、生活習慣などの違いであった。そのような課題は、介護職が要介護高齢者やその家族と、信頼関係を築くうえでも重要な事であり、介護サービスを継続していくうえでも必要不可欠である。しかし、それでも外国人労働者の受け入れを予定している施設や、介護福祉士養成施設が増えているという事は、介護現場のマンパワー不足はかなり深刻な状態であることがうかがえる。

#### 5. おわりに

介護現場の人材不足に、日本政府は女性の就労促進や外国人介護労働者の参入に期待をしているものと考えられる。しかし、介護労働に従事する外国人が増えたとしても、コミュニケーションや言語の問題、生活習慣や文化の違いが、介護業務に支障をきたしていくことは否めない。また、越境する介護人材の人口流動は、円安などの経済状況とも密接に関係してくる。介護労働に従事する目的で来日する場合、その時点で多額の借金を抱えていることは少なくない。まずは、外国人介護労働者にとって受け取った労働賃金は、日本に来日するために生じた借金の返済から始まるということもよく言われている。また、「技能実習生」として研修を終えた日本に在留する道が開かれたとしても、日

本語能力や介護の知識や技術を習得させることはこちら側の都合でもある。働く外国人にとっては、働き続けるための賃金保障や労働条件などの労働環境が保障されなければならない。また、外国人介護労働者を受け入れる側も介護観や家族観の違い、女性の働き方の違い、仕事観の違いを十分理解しておかなければ、安易な転職や失踪といった事態も招きかねない。また、介護福祉士資格取得後に帰国してしまう、より条件の良いアメリカやカナダ等の他国に移住するといった事になりかねない。

今後は、ますます外国人介護労働者の増加が見込まれるが、性別や人種・民族、年齢などに関わらず、介護労働者の誰もが平等である労働環境が望まれる。そして、そのことが介護を必要とするサービス利用者の生活や人権を保障することに繋がっていくのである。

※平成 29 年度京都女子大学生活福祉学科公開講座『福祉国家における介護労働と女性の役割—東アジアと比較して日本の問題を考える—』シンポジウムの報告をもとに本稿を執筆した。

## 注

- 注 1 厚生労働省は“介護関係の仕事に就きたい人”や“介護分野の人材を探している事業者”のために、さまざまな介護労働支援策を紹介している。平成 24 年度からリーフレット「介護労働支援ガイド」を作成している。
- 注 2 在留外国人とは、中長期滞在者（3 か月以上の在留期間が認められた者など）及び特別永住者をいう。
- 注 3 EPA とは、経済連携協定 Economic Partnership Agreement である。貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定である。
- 注 4 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十九号）平成 28 年 11 月 28 日に公布
- 注 5 在留資格「介護」に係る上陸基準省令
- 注 6 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成 28 年法律第 89 号）技能実習法は、技能実習に関し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けること等により、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的とされるものである。
- 注 7 厚生労働省告示第三百二十号（平成二十九年九月二十九日）により「技能実習介護における固有要件」が示されており平成 29 年 11 月 1 日より適用となる。

## 参考文献・参考資料

- 1) 法務省入国管理局による「平成 29 年 6 月末現在における在留外国人数について（確定値）」  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri\\_04\\_00068.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri_04_00068.html) 及び平成 30 年 6 月末現在における在留外国人数について（速報値）  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri\\_04\\_00076.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri_04_00076.html)

- 2) NPO 法人神戸定住外国人支援センター編『在日マイノリティ高齢者の生活権～主として在日コリアン高齢者の実態から考える～』2005年 新幹社
- 3) 鍾 家新『在日華僑華人の現代社会学—越境者たちのライフ・ヒストリー』2017年 ミネルヴァ書房
- 4) 財団法人中国残留孤児援護基金25年史編集委員会著・編『孤児に寄り添い25年・財団法人中国残留孤児援護基金25年史』2009年 財団法人中国残留孤児援護基金
- 5) 南 誠『中国帰国者をめぐる包括と排除の歴史社会学 境界文化の生成とそのポリテックス』2016年 明石書店
- 6) 安里 和晃・高谷 幸『国際移動と親密圏ケア・結婚・セックス』2018年 京都大学出版会
- 7) 『港区外国人意識調査 報告書』平成20年12月 東京都港区
- 8) 川村千鶴子・近藤敦・中本博皓編著『移民政策へのアプローチ ライフサイクルと多文化共生』2013年 明石書店
- 9) 公益社団法人国際厚生事業団『外国人看護師・介護福祉士候補者受け入れ枠組み、手続き等について』平成30年度経済連携協定に基づく受け入れ説明会資料
- 10) 「外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai\\_225506.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_225506.html)
- 11) 公益財団法人介護労働センター「介護労働実態調査」平成29年度調査  
[http://www.kaigo-center.or.jp/report/h29\\_chousa\\_01.html](http://www.kaigo-center.or.jp/report/h29_chousa_01.html)
- 12) 2012年度～2015年度に受けた科学研究費補助金(研究代表者杉本貴代栄 基盤B—総額689万円)「グローバル化する介護労働と福祉国家における女性の役割：国際比較調査からの考察」
- 13) 平成29年8月に、群馬県が外国人介護職員の就労状況を調査し、介護施設・介護事業所862施設から回答を得た。『外国人介護職員就労状況等に関するアンケート調査結果』
- 14) 公益財団法人介護労働センターによる「介護労働実態調査」平成29年度調査から外国人労働者の受け入れについて質問項目を追加している。

## 【Abstract】

## The role of the female caregivers at internationalized long-term care service in Japan

Sumie ENDO\*

Since the Great Eastern Japan Earthquake in 2011, there has been an increasing trend in the number of foreign residents in Japan. Particular increases have been seen among Vietnamese and Nepali, while the number of Koreans residents has seen a decrease. The average age of people who emigrate to Japan is rising, and long-term care services are being provided in accordance with their ethnicity or countries of origin. Further, due to a present shortage of available caregivers, Japan depends on a foreign workforce. As a result, there is both a combination of a rise in demand for foreign caregivers and foreign seniors in need of Japanese nursing care services. Due to this situation, problems regarding such as diet and communication could occur due to the cultural differences between the caregivers, the elderly residents, and their families. In addition, the overwhelmingly majority of caregivers coming from foreign countries are female. The sense of values of these female workers are characterized by the prevailing culture in their own countries. The author discusses how these factors may affect Japanese nursing care sites, and clarify the issues surrounding international nursing care in Japan.

**Key words :** Female employee, care work, foreign caregiver, long-term care, elderly people who have emigrated

我が国の在留外国人数は、東日本大震災後に増加の傾向にある。特にベトナム人やネパール人は顕著な増加を示しており、逆に韓国・朝鮮人は減少傾向にある。様々な理由により日本に移住した人々の高齢化も進んでおり、それぞれの人種や民族に応じた介護サービスの提供が行われている。また、昨今の介護労働者不足から外国人労働者に頼るといった現状もある。このような背景を受け、日本の介護現場は、介護を受ける要介護者も介護を提供する労働者も国境を越えての移動があり、国際化している。しかし、介護観や老親の扶養意識、家族観などは母国の文化的影響を受けやすく、食生活や言葉が通じずコミュニケーションが図れないなど、日常生活でも課題が生じている。また、介護現場では圧倒的に女性労働者が多く、外国から受け入れられた介護労働者も女性であることが多い。女性労働に対する価値観などは、それぞれの国々により特徴がある。これらの要因が、介護現場にどのような影響を与えているのかを考察し、国際化する日本の介護現場での課題を明確化する。

キーワード：女性労働者、介護労働、外国人介護者、介護サービス、外国人高齢者

---

\* A visiting research fellow of the Institute of Human Sciences at Toyo University